

# 令和8年度 上野幌中学校いじめ防止基本方針

改訂：令和8年 4月7日

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、いじめ防止等に向けた取組にあたり、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、「いじめは絶対に許されない」という大原則のもと、いじめを生まない対人関係を構築できる学校教育を様々な領域を通して推進していきます。

## 2 いじめに対する基本理解

### (1) いじめの定義（いじめ対策防止推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○ 具体的ないじめの態様（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめの禁止（いじめ対策防止推進法 第4条）

生徒は、いじめを行ってはならない。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 開催

- ①定例 月1回
- ②いじめに関わるアンケートの実施後
- ③いじめの疑いがある情報を把握した時

### (2) 組織の構成員

\*組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下行う

校長、教頭、主幹教諭、生徒支援部代表、教育相談係、教務部代表、学年代表、  
養護教諭、スクールカウンセラー、相談支援パートナー、  
関係の学級担任（窓口の先生）、関係の部活動指導者  
・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや外部専門家等や地域の関係者などとする

### (3) 組織の役割

- ①いじめの認知…情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ②未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ③早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ④早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑥学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計的に実施する役割
- ⑧学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行、事例の検証） など

## 4 「いじめ未然防止」のための取組

- (1) 生徒一人一人を生かす教育活動の充実
- (2) 生徒の「いじめ」についての理解を深める
- (3) 教職員の対応力の向上

## 5 「いじめ早期発見」のための取組

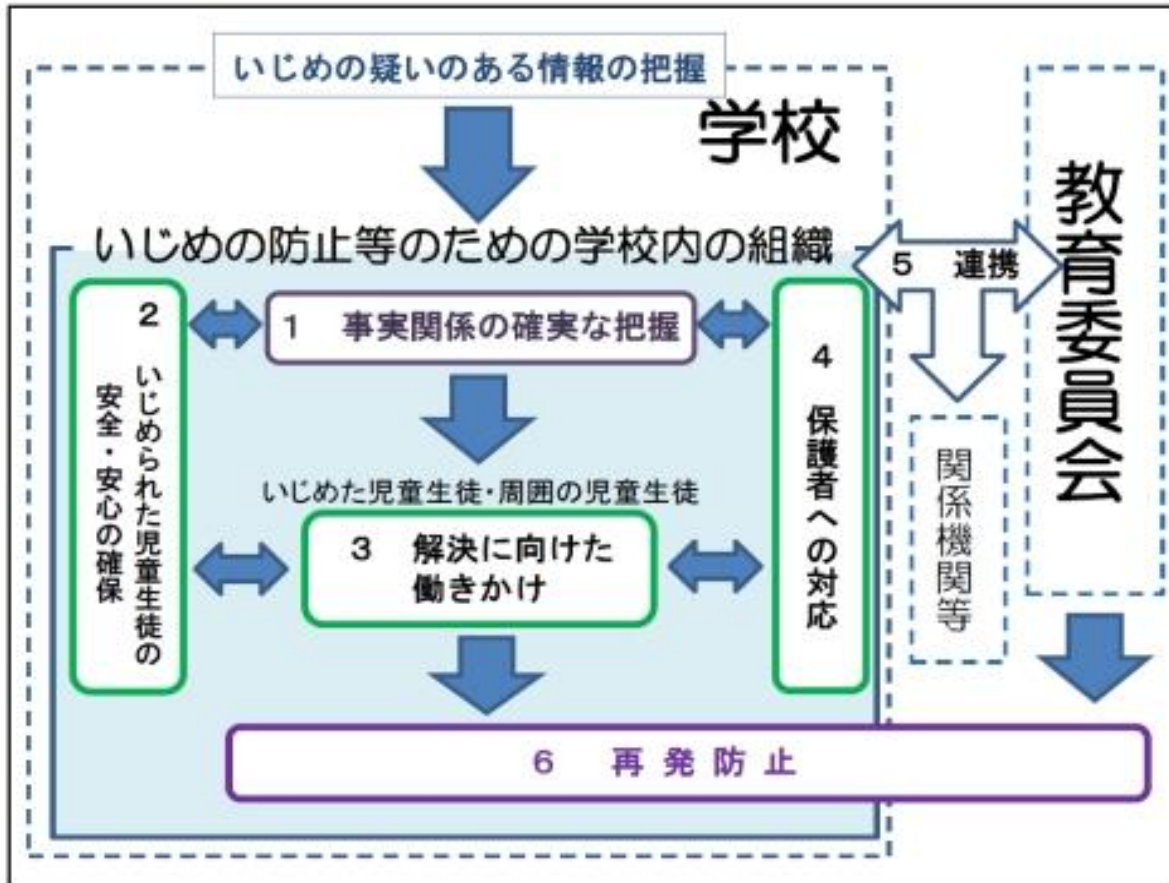
- (1) 教職員による積極的な関わり
- (2) いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

※早期発見のための取組は、いじめ防止のための取組にもつながっていることを意識する

## 6 「いじめへの対処」 (事案対処)

- (1) 情報をつかんだら速やかに組織的に対応 (いじめ防止対策委員会での対応の具体を確認する)
- (2) いじめを受けているとされる生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安心・安全の確保
- (3) 事実関係の確実な把握
- (4) いじめの解決に向けて、加害生徒、被害生徒、周囲の生徒への働きかけ
- (5) 関係する生徒の保護者と連携を図り、改善 (再発防止も含む) に向けて協力を求める
- (6) 教育委員会への報告・連携
- (7) 犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合は警察に相談・通報し、連携

<事案対処の流れ> (札幌市いじめ防止等のための基本的な方針より)



### 1 事実関係の確実な把握といじめの認知

- ①教職員個人差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する
- ②聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する
- ③関係する全ての生徒に対して聴き取りを行う
- ④聞き取りの際は、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- ⑤集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する生徒に再確認をする
- ⑥確認した事実確認に基づいて、学校いじめ対策組織において、いじめの認知の判断を行う。
- ⑦他校生との間でのいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを他校と連携して行う
- ⑧インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる
- ⑨いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察に相談・通報を行い適切な援助を求める
- ⑩命にかかわるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う

### 2 いじめられた生徒の安全・安心を確保

- ①いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝える等、自尊心を損なうことのないよう配慮する。
- ②いじめられた生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取るなどして心のケアに努める
- ③見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する
- ④いじめられた生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

<p><b>3 解決に向けた働きかけ</b></p> <p>(1)いじめた生徒への指導・対応</p> <p>①いじめたという事実にとどまらず、いじめた生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う</p> <p>②いじめを受けた生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする</p> <p>③いじめを受けた生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める</p> <p>(2)周りの生徒への指導</p> <p>①いじめられた生徒の心の苦しみを理解させる</p> <p>②はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する</p> <p>③いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える</p>
<p><b>4 関係保護者との連携</b></p> <p>①いじめられた生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに把握した事実の概要を迅速に伝え、その後の事実確認を速やかに行う。</p> <p>②いじめた生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う</p> <p>③いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取り組みを行う。</p>
<p><b>5 教育委員会、関係機関等との連携</b></p> <p>①生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する</p> <p>②いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する</p> <p>③犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する</p>
<p><b>6 再発防止</b></p> <p>①生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う</p> <p>②いじめが解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する</p> <p>③再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする</p>
<p><b>7 いじめの解消</b></p> <p>①いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある (その1)いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること (その2)被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと、認められること。 被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する</p> <p>②いじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階にすぎず、「解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する必要がある</p> <p>③被害生徒がいじめにより心的に不安になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である</p> <p>④生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである</p>

## 7 家庭・地域との連携

- (1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進
- (2) 家庭や地域の協力・参画の推進／地域住民との交流

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
具体的には次の様なケースなどが想定される。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする）  
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

①重大事態発生の報告

学校 → 教育委員会 → 市長

②調査主体の判断

\*教育委員会が総合的かつ慎重に判断

<学校が調査の主体の場合>

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施

<教育委員会が調査主体の場合>

「札幌市児童生徒等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

③調査の実施

④調査結果の提供・報告

・調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する

・教育委員会から調査結果を市長に報告する

\*市長が必要と判断した時「再調査」を行う

⑤調査結果の公表

⑥調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

・市長及び教育委員会が必要な措置を講じる

⑦学校と教育委員会における検証

■いじめ防止等に関する年間計画（プログラム）

	関連行事等	取組の内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式（9日）</li> <li>・新入生歓迎集会（13日）</li> <li>・部活動結成集会（17日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例）</li> <li>・生徒支援研修会①</li> <li>・あいさつ運動</li> <li>・1年道徳「思いやり、感謝」</li> <li>・2年道徳「自主、自律、自由と責任」</li> <li>・3年道徳「向上心、個性の伸長」</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年宿泊学習（19、20日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例）</li> <li>・学校独自：悩みやいじめアンケート（記名式）</li> <li>・2年道徳「相互理解、寛容」</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年修学旅行（1～3日）</li> <li>・1年校外学習（5日）</li> <li>・陸上競技大会（30日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例）</li> <li>・教育相談週間（1日～30日）</li> <li>・防犯教室全校（ネットモラル）</li> <li>・生徒会ハートフル宣言の取組</li> <li>・1年道徳「友情、信頼」「公正、公平、社会正義」</li> <li>・2年道徳「向上心、個性の伸長」「公正、公平、社会正義」「友情、信頼」</li> <li>・3年道徳「公正、公平、社会正義」「自主、自律、自由と責任」「相互理解、寛容」</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例）</li> <li>・防犯教室2年（ネットいじめ・人権擁護委員講師）</li> <li>・防犯教室3年（薬物乱用防止・誘いの断り方）</li> <li>・2年道徳「よりよい学校生活、集団生活の充実」</li> <li>・終業式生活講話</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例）</li> <li>・子どもの命の大切さを見つめなおす月間（～9月）</li> <li>・あいさつ運動</li> <li>・学校独自：いじめアンケート（無記名式）</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例）</li> <li>・全学年 道徳「生命の尊さ」 *学校重点</li> </ul>

10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋華祭(2日)</li> <li>・立会演説会(16日)</li> <li>・総合学習活動日(29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会(定例)</li> <li>・生徒支援研修会②</li> <li>・市教委：悩みいじめアンケート</li> <li>・1年道徳「向上心、個性の伸長」「自主、自律、自由と責任」「相互理解、寛容」</li> <li>・3年道徳「自主、自律、自由と責任」</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒総会(20日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会(定例)</li> <li>・教育相談週間</li> <li>・2年道徳「相互理解、寛容」「公正・公平・社会正義」</li> <li>・3年道徳「公正・公平・社会正義」</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会(定例)</li> <li>・1年道徳「相互理解、寛容」「国際理解、国際貢献」</li> <li>・終業式生活講話</li> </ul>
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会(定例)</li> <li>・あいさつ運動</li> <li>・学校独自：いじめ振り返りアンケート(記名式)</li> <li>・2年道徳「向上心、個性の伸長」</li> <li>・1年～命の授業</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会(定例)</li> <li>・学校独自アンケート</li> <li>・2年道徳「自主、自律、自由と責任」</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育大会(各学年)</li> <li>・生徒会送別のセレモニー</li> <li>・卒業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会(定例)</li> <li>・3年道徳：生命の尊さ</li> <li>・年間反省の取組</li> </ul>

※都合により開催月が変更になる場合がある。

※道徳の時間の題材は特に関連の深いもののみ掲載した。